

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十五年十一月十四日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 特別会計については、本法律案の成立により新たに規定される基本理念を踏まえ、今後とも社会経済情勢等の変化に的確に対応して、区分経理の必要性につき不断の見直しと検証を行うとともに、徹底した無駄の排除に努めること。また、特別会計の透明性の向上を図るため、事務・事業の内容や資産・負債の状況について一層の情報開示に努めること。

一 特別会計の積立金・資金については、依然として、多くの特別会計において、その保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない状況にあることから、真に必要な規模・水準について引き続き検討に努めるとともに、その必要性、積立基準や規模・水準等について、適切な情報開示を行うこと。

一 財政資金の一層の効率的・効果的な活用を図るため、一般会計からの繰入れを財源とする特別会計については、可能な限り一般会計からの繰入れを抑制することによって、剰余金の縮減を図るとともに、新たに発生した剰余金については、毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計に繰り入れること。

一 外国為替資金特別会計については、積立金制度の廃止後において、財投預託金を減額し、それにより政府短期証券を償還することにより、資産・債務の残高を縮減すること。また、同特別会計の外国為替資金の一部運用を金融商品取引業者等に委託する場合等には、為替市場への影響を考慮しつつ、責任の明確化の観点も踏まえ、国民の理解を得るよう慎重な運用に努めること。

一 国債残高が累増し、借換国債を含めた国債発行額が巨額となつていく現状に鑑み、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、国債の安定消化に向けて、国債発行・流通市場の環境整備に努めること。

右決議する。